審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　健康福祉政策課

法令名	調理師法	法令番号	昭和３３年　法律第１４７号
手続名	調理師養成施設の指定	根拠条項	第３条第１項第１号

審査基準

【審査基準】

・調理師養成施設の指定については、「調理師養成施設指導ガイドラインについて」（平成２７年３月３１日健発０３３１第５７号厚生労働省健康局長通知）に基づく運用を国から示されている。
よって、当該通知を本県の審査基準とする。

受付機関	健康福祉政策課	処理機関	健康福祉政策課	交付機関	健康福祉政策課	標準処理期間　１２０日 標準経由期間　日	目次No.